

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令参照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）	1
○電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）（抄）	3
○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）	7
○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）	8
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	9
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百六号）（抄）	10
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一十号）（抄）	11
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）	12

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一（略）

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

三・四（略）

2・3（略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一〜四（略）

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）

二〜九（略）

3〜6（略）

（電波利用料の徴収等）

第三百三条の二（略）

2〜13（略）

14 第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は

前条第二項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無線局に関しては適用しない。

一〇十二（略）

15  
45（略）

○電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）（抄）

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「次条」を「第四条の三」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二中「前条第一項第三号」を「第四条第三号」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）

第四条の二 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

2 次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合している無線設備を使用して実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものであるものに限る。）を開設しようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。ただし、この項の規定による届出（第二号及び第三号に掲げる事項を同じくするものに限る。）をしたことがある者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 実験、試験又は調査の目的

三 無線設備の規格

四 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）

五 運用開始の予定期日

六 その他総務省令で定める事項

3 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る同項の実験等無線局に使用される同項の無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、前条第三号の規定の適用については、当該届出の日から同日以後百八十日を超えない範

困内で総務省令で定める期間を経過する日又は当該実験等無線局を廃止した日のいずれか早い日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、次章の規定は適用せず、第八十二条の規定の適用については、同条第一項中「与える」とあるのは「与え、又はそのおそれがある」と、「その設備の所有者又は占有者」とあるのは「第四条の二第二項の規定による届出をした者」と、「を除去する」とあるのは「の除去又は発生の防止をする」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第四条の二第三項において読み替えて適用する前項」とする。

4 第二項の規定による届出をした者は、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

5 第三十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項の規定は第二項の規定による届出をした者及び当該届出に係る無線設備について、第七十八条の規定は当該届出をした者が当該届出に係る実験等無線局を廃止したときについて準用する。この場合において、同条中「免許人等であつた」とあるのは、「第四条の二第二項の規定による届出をした」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る実験等無線局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

7 第一項及び第二項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

第五条第二項第一号中「（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十七条の十二第二項第六号中「第一百六条第八号」を「第一百六条第十号」に改める。

第三十八条の二の二第一項第一号中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一百六条第十八号」を「第一百六条第二十号」に改める。

第八十二条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条第一号」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一号」に、「同条第二項（」を「第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（」に、「第四条の二」を「第四条の三」に改め、「第七十八条」の下に「（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二百二条の十三第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二百二条の第十二項中「第四条第一項第三号」を「第四条第三号」に改め、同条第十四項に次のただし書を加える。

ただし、当該無線局（国の機関等が開設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項において同じ。）として政令で定めるものである場合は、この限りでない。

第二百二条の第十五項中「（前項）」を「（前項本文）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該無線局（第三号に掲げるものを除く。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。

第二百二条の六の見出し中「の無線局」を「の無線局等」に改め、同条第一項中「外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含む。）」を「次に掲げる無線局」に改め、同項に次の各号を加える。

一 外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含み、次号に掲げる無線局を除く。）

## 二 実験等無線局

第二百二条の六第四項中「開設する無線局」の下に「又は同項第二号に掲げる無線局」を加える。

第二百二条第一号及び第二号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二百二条第二号中「の規定」を「（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に改める。

第二百二条第二十八号を第三十号とし、第二十三号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「第一条」を「第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第一百一条」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、同条第十九号中「第七十八条」の下に「（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「違反した」を「違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつた」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号を第二十号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第三十八条の二十一第一項（）」の下に「第四条の二第五項、」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第三十八条の二十一第一項（）」の下に「第四条の二第五項、」を、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「同項」を「第三十八条の二十一第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号を第十三号とし、第二号から第十

号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を開設した者

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更した者

第百十六条中第二十六号を第二十八号とし、第二号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の二第四項（同条第二項第一号に掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条の二第六項の規定に違反して、届出をしない者

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）

（電波利用料の納付を要しない無線局）

第十二条 法第百三条の二第十四項の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 三 （略）



○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

（定義等）

第一条（略）

2（略）

3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。

4 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九〇三メガヘルツから九〇五メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備のみを使用する無線局に係るものに限る。）は、この政令の適用に関しては、空中線電力一ワットの送信機とみなす。

5 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵<sup>けん</sup>開閉操作が行われるものの送信機は、この政令の適用に関しては、当該操作につき、その規模が、当該送信機の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）  
 別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 一―五十三の二（略）	課税標準	税率
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る検査等事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録 (一) 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四条第一項（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。） (二) (六)（略）	無線局の数 (略)	一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円） (略)
五十五―百六十（略）		

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）

（無線局の免許又は登録で課税しないものの範囲）

第十二条 法別表第一第五十四号（一）に規定する政令で定める無線局は、次に掲げる無線局とする。

一～四 （略）

五 実験等無線局（電波法第五条第二項第一号に規定する無線局をいう。次号において同じ。）及び前各号に掲げる無線局以外の無線局で、その有する基本送信機（電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第一条第一項第一号（定義）に規定する基本送信機をいう。次項において同じ。）の規模が空中線電力（レールダーについては、財務省令で定める方法により計算した空中線電力。次項において同じ。）五百ワット以下のもの

六 （略）

2 （略）

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（抄）

第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二第十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第一項第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十三項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）

（法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え）（抄）

第九条 法第三十四条の規定により電波法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項第二号	第三十八条の四十四第三項 無線設備（第三十八条の二十三第三項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）	第三十八条の四十四第三項（相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 無線設備であつて、第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九（相互承認実施法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合並びに相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたもの以外のもの（以下「適合表示無線設備」という。）